

基山町コインロッカー使用約款

1. 収容できないもの

- (1) 貴重品（現金、キャッシュカード、有価証券、貴金属類、パスポート、重要書類その他これらに準じるもの）
- (2) 揮発性若しくは毒性のあるもの又は爆発物等の危険物
- (3) 死体、遺骨又は死骸
- (4) 銃砲刀剣類又は法令等により所持及び携帯が禁止されているもの
- (5) 盗品等の不法物品その他犯罪によって得られたもの
- (6) 臭気を発するもの、不潔なもの、腐敗変質若しくは破損しやすいもの又はロッカーを汚損若しくは毀損するおそれがあるもの
- (7) 動物その他保管に適さないと認められるもの

2. 使用期間

- (1) 使用開始の日を含めて3日以内です。
- (2) 預け入れの期間が4日以上経過してもなおロッカーを使用しているときは、収納品を所定の場所に移し、使用開始日から起算して30日を経過する日まで保管します。この場合の使用料は使用したロッカーの1日分の料金に保管日数を乗じた金額を、保管料として徴収します。

3. 収容できないものを入れた場合の処置

収納品が、第1項に定める収容できないものに該当する場合又はその疑いがある場合には、ロッカーの使用期間中であっても、職員によって解錠し、実情に応じて収納品の開梱、廃棄、保管その他の措置ができます。

4. 使用料金

- (1) ロッカーの使用料については、中サイズ1日1回600円、大サイズ1日1回700円です。また使用者が日付を超え翌日以降に延長して使用したときは、翌日午前0時をもって新たに使用料が加算され1日ごとに加算された料金をいただきます。
- (2) 追加料金を御支払の際は、ロッカーの鍵を差し込んだ上で行ってください。
- (3) ロッカーの使用料には100円硬貨のみの使用となります。また100円以外の硬貨を投入された場合は返金できません。

5. 物品の収容方法

扉を開け、物品を収容した後、使用料を入れ施錠し、その鍵は使用者が保管していただきます。

6. 鍵を紛失した場合

- (1) ロッカーの鍵を紛失された場合、防犯上の観点から収容された物品のご返却には所定の手続きが必要となります。原則即時ご返却が出来ず、ご返却までに数日間を要します。
- (2) 物品の受取に際しては身分証明書またはこれに代るものを拝見し、収容品の明細を提出していただき、現品と一致したときに、はじめて引渡しいたします。この場合鍵の交換費として、3,000円をお支払いいただきます。

7. 物品をお引き取りにならない場合の処置

使用開始から起算して30日を経過してもなお収納品の引取りがない場合には、使用者が収納品に対する権利を放棄したものとみなし、当協会は収納品を処分することができるものとします。

8. 賠償責任

- (1) ロッカーの収納品に、滅失又は毀損等の損害が生じた場合であっても、次の各号に該当する場合には当協会はその責を負いません。
 - (ア) 収納品が、第1項に定める収容できないものに該当するとき。
 - (イ) 鍵の紛失又は盗用により使用者が損害を受けたとき。
 - (ウ) 使用者による誤施錠等、ロッカーの誤使用によるとき。
 - (エ) 司法権の発動により、関係官公署から収納品を押収又は証拠品として提出を求められたとき。
 - (オ) 天災その他不可抗力によるとき。
 - (カ) その他当協会の責めに帰さない事由によるとき。
- (2) 使用者はロッカーの使用によって当協会または第三者に損害を与えたときはその賠償の責任を負っていただきます。
- (3) ロッカーの故障、その他の理由により使用者に損害を与えた場合においても、当協会はその責任を負いません。

9. 連絡場所及び注意事項

ロッカーの使用に関する問い合わせ時間は24時間対応しています。なお使用期間経過後の保管期間中の物品の引渡しは平日の9時から17時までです。

附則

この使用約款は令和5年4月1日から施行します。